東京都食品安全推進計画の改定についてく答申(案)の中間まとめ> 検討部会報告 概要

第1章 改定に当たっての考え方

第1節 計画の基本的事項

- 1 食品安全条例と推進計画との関係 食品安全条例第7条に基づき策定
- 2 計画の基本的視点 食品安全条例の目的と基本理念を踏まえ、諸課題を解決
- 3 計画の構成
- (1) 生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系(基本施策)
- (2) 重点的に取り組むべき施策(重点施策)
- (3) 推進計画の実施に向けた考え方
- 4 計画期間

オリンピック・パラリンピックの開催を見据え 平成27年度から32年度までの6年間

第2節 課題と対応の方向性

○ 計画の基本的視点に対応した3点を 「施策の柱」に位置付け課題を整理

施策の柱1 国際基準等を見据えた事業者による 安全確保の推進

- (課題) 食中毒(ノロウイルス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌)等の発生 海外の安全基準に対応した衛生管理システムの普及
- (対応) 事業者による自主的衛生管理の推進
 - 都独自の認証制度の普及
 - ・HACCP システムの普及

施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に 基づく安全対策の推進

- (課題) 食品流通のグローバル化の進展 食品表示法の施行など新たな食品表示制度
- (対応)海外を含めた情報の収集・分析・評価 新たな食品表示制度の普及や体制の整備

施策の柱3 世界への情報発信、関係者による 相互理解と協力の推進

- (課題) 食品中の放射性物質モニタリング検査結果の周知 都民自らが判断して食品を選択できる環境づくり 食物アレルギーのリスクの低減
- (対応) 食品安全情報の世界への発信 都民・事業者・行政の意見交換の場の充実 総合的な食物アレルギー対策

第2章 食品の安全確保のための施策

第1節 施策の体系化

- 推進計画を総合的に実施するため、 施策を体系化
- ○「施策の柱 1」、「施策の柱 2」、「施策の柱 3」 に基礎研究や人材育成など施策の土台となる 取組を「施策の基盤」として、位置づけ

第 2 節 基本施策

○ 都における生産から消費に至る食品安全 確保施策(46施策)について、「施策の柱」、 「施策の基盤」ごとに一覧としてとりまとめ

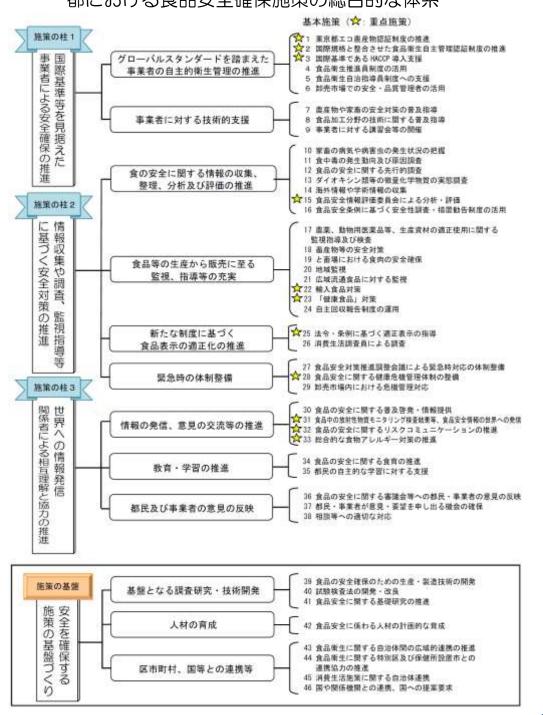
第 3 節 重 点 施 策

〇 課題に迅速・的確に対応するため、特に 重点的に取り組む施策を基本施策から選定

重点施策選定の視点

- I 食品安全に関する事件・事故の 未然防止・拡大防止対策の充実
- Ⅲ 国際動向を踏まえた自主的衛生管理の 普及拡大や食品表示などの新たな制度への対応
- Ⅲ 食品の安全に関する情報の世界への発信や 関係者間の協力・相互理解の促進

都における食品安全確保施策の総合的な体系



第3章 推進計画の実施に向けた考え方

第1節 施策の推進体制

- 〇 関係各局が適切に連携し、全庁的に施策を推進
- 〇 各種審議会等の意見や提言を活用し、施策を推進

第2節 推進計画の実施と見直し

- 重点施策を中心に進ちょく状況等を把握し、適切な点検と進行管理を実施 ⇒ 進ちょく状況を年度毎に食品安全審議会へ報告、中間時期に広く都民に公表
- 〇 新たなリスクの顕在化等、状況の変化が大きい場合は必要に応じて計画の見直しを検討